

1月19日、町議会臨時会が開かれました。

南越前町一般会計補正予算案など4議案が審議され、原案どおり可決されました。

■水道事業会計補正予算(第3号)および一般会計補正予算(第8号)

浄水場の計器取替工事費として水道事業会計において507万1千円を増額し予算総額を4億9,484万3千円としました。このことに伴い一般会計において176万円を水道事業会計への補助金(繰出金)として増額し一般会計の予算総額を106億5,604万7千円としました。

■財産の取得

公共施設自動体温検知カメラなどを1,419万円で取得することとしました。

■財産の取得

抗菌仕様防災服を699万8千145円で取得することとしました。

生涯スポーツ優良団体 文部科学大臣表彰伝達式

12月24日、役場町長室で、生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰伝達式が行われ、南条郡軟式野球連盟の辻元利孝理事長(下牧谷)と平野秀雄事務局長(東大道)に、岩倉町長から表彰状と表彰盾が手渡されました。

生涯スポーツ優良団体表彰は、競技団体を組織的に統括し、地域のスポーツ振興へ貢献している団体に対して贈られるもので、南条郡軟式野球連盟は、学童・成年・還暦野球などの構成団体への支援や福井しあわせ元気国体での軟式野球競技運営への貢献などが評価され、今回の受賞に至りました。

辻元理事長が日頃の活動の様子や今後の意気込みを語ると、岩倉町長は受賞を称えました。



▲辻元利孝理事長 (写真中央左)
平野秀雄事務局長 (写真中央右)

新生児特別定額給付金

町では、国の特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に生まれた新生児に対して、町独自の給付金を支給することで、出生した新生児を抱える家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援します。

1 支給対象児(子ども)

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した新生児(出生後、最初の住民登録地が南越前町である場合に限りです。)

※出生後に町外へ転出している場合は対象になりません。

2 受給権者(申請者)

支給対象児の保護者であって、給付金の申請時において、南越前町内に生活実態があり、かつ、本町の住民基本台帳に登録されており令和3年4月30日まで引き続き南越前町に居住する意思のある者。

3 支給額 支給対象児1人当たり 10万円

4 申請手続

出生届を出された対象児の保護者へ町から申請に必要な書類を郵送しますので、そちらをご記入の上同封の返信用封筒にて郵送または役場総務課、今庄事務所、河野事務所へご提出ください。

5 振込み予定

2月25日(木)、3月25日(木)、4月26日(月)、5月25日(火)に、申請をいただいた方から順次振込み予定です。

振込み通知はお送りしませんので、口座への入金を確認してください。

6 申請期限 4月30日(金)まで

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000